

株式取扱規則

制 定 1954年 9月15日
改正実施 2022年 9月 1日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本規則は、定款第10条の規定に基づき、本会社の株式に関する取扱いおよび手数料について定める。なお、本会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、本規則のほか、法令ならびに株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という）および口座管理機関である証券会社、信託銀行等（以下、「証券会社等」という）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 本会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主の権利の行使方法等

(書面交付請求および異議申述)

第 3 条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下、「書面交付請求」という）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面をもって行わなければならない。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第 4 条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章および第5章に規定する場合を除き、本会社の定める書式により本会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、本会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第 5 条 本規則による請求、通知または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

2. 本規則による請求、通知または届出を行うに際し、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。

(証明書類または保証人)

第 6 条 本規則による請求、通知または届出その他本会社が必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

第 3 章 届 出 事 項

(常任代理人または仮住所)

第 7 条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

第 4 章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(買取請求の方式)

第 8 条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を経由して行う。

2. 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

(1株当たりの買取価格の決定)

第 9 条 前条による買取請求の効力発生日(以下、「買取請求日」という)の株式会社東京証券取引所の開設する市場(以下、「東京市場」という)における最終価格(以下、「終値」という)をもって、1株当たりの買取価格とする。

2. 買取請求日に東京市場において売買取引がないときは、その翌日以降同市場において最初にされた売買取引の成立価格(以下、「始値」という)とする。

(買取代金の支払)

第 10 条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

2. 買取代金は、前条に基づく1株当たりの買取価格の決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。

3. 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し、または代理受領者を定めることができる。

4. 買取請求者に対する買取代金の支払いに当たっては、第17条に定める買取手数料を控除し、その残額を支払うものとする。

(買取株式の移転)

第 11 条 買取請求にかかる単元未満株式は、本会社が前条による買取代金を支払った日に本会社の口座への振替をする。

2. 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満

株式については、送金手続完了日をもって本会社の口座への振替をする。

第 5 章 単元未満株式の買増請求の取扱い

(買増請求の方式)

第 12 条 単元未満株式の買増しを請求(以下、「買増請求」という)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を経由して行い、第 14 条に定める買増代金を支払う。

2. 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第 2 条に規定する株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。ただし、第 16 条の規定による場合はこの限りではない。

(買増請求の受付停止期間)

第 13 条 本会社は、権利確定のために設けられる基準日の 10 営業日前の日から当該基準日までの間、買増請求の受付を停止する。

2. 前項にかかわらず、本会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(1 株当たりの買増価格および買増代金の決定)

第 14 条 第 12 条による買増請求の効力発生日(以下、「買増請求日」という)の東京市場における終値をもって 1 株当たりの買増価格とする。

2. 買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。

3. 第 1 項の 1 株当たりの買増価格の請求に係る買増株式数を乗じた金額および第 17 条に定める買増手数料の合計金額を買増代金という。

(買増株式の移転)

第 15 条 買増請求に係る単元未満株式は、本会社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

(買増請求の制限)

第 16 条 第 12 条の買増請求日に、本会社はその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

第 6 章 手 数 料

(手数料)

第 17 条 単元未満株式の買取手数料および買増手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

以 上